

○内子町内6施設の指定管理者を募集

内子町が保有する6施設の指定管理者を募集します。次の要領で応募してください。

《共通事項》

●指定の期間 29年7月1日～34年6月30日

●応募資格 法人その他団体（個人不可）

●応募方法

それぞれの施設が定める「指定管理者指定申請書」に事業計画など必要書類を添えて提出してください。

●受付期間

3月10日（金）～4月10日（月）

●受付時間

平日の午前9時～午後5時
※詳しくは条例や施行規則をご確認ください。各申込先で閲覧できます。

《対象施設》

①内子フレッシュパークからり

▽所在地 内子2452番地
▽指定管理者が行う業務
産地形成促進施設・地域食材供給施設・農畜産物処理加工施設・農林水産物処理加工施設・都市農村交流促進施設の運営、保守点検・管理など

【申込・問い合わせ】

産業振興課 農村支援センター（内子分庁内）
☎0893（44）2199



内子フレッシュパークからり

②内子町小田の郷せせらぎ

▽所在地 寺村251番地1
▽指定管理者が行う業務
施設の運営、維持管理など
【申込・問い合わせ】
小田支所 産業建設係
☎0892（52）3111



内子町小田の郷せせらぎ

③内子町老人デイサービスセンター

▽所在地 五十崎甲945番地3
▽指定管理者が行う業務
介護保険法の規定による通所介護の提供、おおむね65歳以上で町長がセンターの利用を必要と認める者に対する通所介護の提供など

【申込・問い合わせ】

保健福祉課 高齢者福祉係
☎0893（44）6154
④内子町地域資源活用総合交流促進施設
▽所在地 五十崎乙489番地1
▽指定管理者が行う業務
施設の運営、保守・管理など

【申込・問い合わせ】

建設デザイン課 都市計画係
☎0893（44）6157
⑤内子町小田深山観光施設（スキー場関連施設）
▽所在地 中川3968番地1（小田深山地内）
▽指定管理者が行う業務
施設の運営、維持管理など
⑥内子町小田深山観光施設（深山荘関連施設）
▽所在地 中川小田深山地内
▽指定管理者が行う業務
施設の運営、維持管理など
【申込・問い合わせ】
小田支所 小田深山森興係
☎0892（52）3111

○「気軽に文化講座in内子」のお誘い

●日時 3月13日（月）

午後7時～

●場所 内子自治センター

●テーマ 古典芸能の底力「まちおこしと人形浄瑠璃」
●講師 勘緑さん（浄瑠璃人形遣い）

●内容 元（財）文学協会技芸員で人形座「木偶舎」主宰の勘緑さんを講師に迎えます。人形浄瑠璃の普及や発展、文

楽人形の新しい可能性などを聞きます。

●対象 高校生以上
※町内外を問わず、どなたでも参加できます。

●受講料 500円

●主催 内子町教育委員会他
【問い合わせ】

内子町教育委員会 自治・学習課 生涯学習係（内子分庁内）
☎0893（44）2114

人権コラム＊幸せへの道

内子町は部落差別のないまちづくりをしています

内子町では、昭和44年の「同和对策事業特別措置法」の制定以降、平成14年までの33年間にわたり、住環境改善と差別解消を目指した基盤整備や教育活動などを行ってきました。現在では平成12年に制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「内子町人権尊重のまちづくり条例」に基づいて、人権を尊重した差別のないまちづくりをしています。

しかし、インターネット上には、同和地区出身者を誹謗中傷する書き込みや、「復刻全国部落調査部落地名総鑑の原典」と題した書籍を販売しようとする人物が現れるなど、いまだに許し難い差別事象が発生しています。また、結婚差別など部落差別に関する人権侵犯事件は、法務省が取り扱ったものだけでも毎年約100件にも及んでいます。

現在も部落差別が存在することを踏まえ、部

落差別の解消を推進するための法律「部落差別の解消の推進に関する法律」が12月16日に施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識を示した上で、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、部落差別のない社会をつくるため、相談体制や教育及び啓発活動の充実、実態調査の実施などについて規定しています。

内子町では、法律の趣旨を念頭に置き、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて部落差別の解消に取り組んでいきます。私たち一人一人が力を合わせ、差別や偏見のない心豊かなまちをつくっていきましょう。

【問い合わせ】

内子町教育委員会 自治・学習課 生涯学習係（内子分庁内）

☎0893（44）2114

ねんきんQ&A

～学生からよく受ける質問編～

Q：現在学生で国民年金に加入しています。4月から就職するのですが、どのような手続きが必要ですか。

A：役場での手続きはありません。会社に就労して、厚生年金保険などに加入する手続きは、勤務先が行います。

Q：学生の間猶予していた保険料を支払うにはどのような手続きが必要ですか。

A：追納の申し出をすると保険料を納めることができます。追納とは、保険料の免除、学生納付特例、納付猶予を受けた場合で、本人の申し出により承認された月から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができる制度です。追納の申し出は、基礎年金番号が確認できるもの、本人確認書類、印鑑が必要です。

追納をするときはお早めに

追納額は、免除や猶予などの承認を受けた翌年度から、2年度目までは当時の保険料のままですが、3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。早めの追納をお勧めします。また、保険料の納付は古い期間から納付書での支払いとなりますので、ご注意ください。※口座振替やクレジットカードでの納付はできません。

【問い合わせ】

○松山西年金事務所

☎089（925）5105

○住民課 国民年金係

☎0893（44）6152

○ 内子町議会議員選挙を執り行います



4月30日任期満了による内子町議会議員選挙を次のとおり行います。

●投票日・開票日 4月23日(日)

●投票時間 午前7時～午後8時

※第4、5、7、11、12、13、14、15投票所は午後7時まで

●開票場所 内子町民会館 大ホール

●告示日 4月18日(火)

●有権者

29年4月24日現在で満18歳以上の人で、29年1月17日以前から引き続き内子町に住んでいる(住民基本台帳に登録されている)人

●期日前投票

投票日当日に、仕事や病気、外出などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票を行うことができます。

▷期間 4月19日(水)～4月22日(土)

▷時間 午前8時30分～午後8時

▷場所 内子町民会館2階、内子分庁1階、内子町林業センター第1研修室

※期日前投票宣誓書を各自治センターで配布します。事前に記載したい人は、ご利用ください。

●投票所

投票所	対象地区
第1 内子分庁	内子・上町
第2 内子東自治センター	城廻・論田
第3 大瀬小学校	和田・大瀬・川登
第4 旧程内小学校	程内
第5 村前自治会館	池田・村前
第6 立川小学校	長田・立川
第7 石畳自治会館	河内・石畳
第8 五十崎幼稚園	五十崎

●不在者投票

一時的に町外へ出ていたり入院したりしている場合は不在者投票をすることができます。手続きが必要ですので、お早めに選挙管理委員会までお知らせください。

立候補届出に関する説明会

・日時 3月22日(水) 午後3時～

・場所 内子町民会館 大ホール

・対象 立候補予定者または代理者

※立候補届出用紙などは、この説明会で交付します。

《事前審査》

・日時 4月7日(金)

午前8時30分～午後5時

・場所 内子町民会館 研修視聴覚室

※説明会時に配布する用紙に所定事項を記入の上、必ず事前審査を受けてください。

【問い合わせ】

内子町選挙管理委員会

☎0893(44)6150

投票所	対象地区
第9 内子町共生館	天神
第10 旧御祓小学校	御祓
第11 参川地区体育館	上川・中川・本川
第12 内子町林業センター	小田・平野
第13 小田小・中学校体育館	寺村・南山・立石
第14 森の里研修センター	吉野川・中田渡
第15 旧田渡小学校	上田渡・臼杵

○ 4月から、下水道使用料を改定します

《下水道使用料を平均19%引き上げ》

下水道事業の経営健全化を図るため、28年12月の定例議会で可決された「内子町下水道条例の一部改正」に基づき、4月から下水道使用料を、平均19%の増額改定することになりました。

《使用料改定のポイント》

▷基本水量を月10㎡から5㎡に引き下げ

▷超過使用料の水量区分で、新たに「5㎡を超え10㎡まで」を設定

▷一般的な家庭(使用水量20㎡の場合)で1ヵ月あたり約500円の増

《改定が必要な理由》

下水道事業の汚水処理の経費は、下水道使用料収入で全て賄うことが原則です。しかし現状では、必要な経費を使用料で賄うことができず、大部分を一般会計からの繰入金で補っている状況です。他の行政サービスの低下にもつながり、受益者負担の原則からも健全な状況とはいえません。

この状況を解消するため、下水道使用料を改定します。使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、下水道事業の安定運営のために、ご理解とご協力をお願いします。

●下水道使用料算定表(消費税込み)

汚水の種類	基本使用料			超過使用料(1㎡につき)		
	基本水量	旧	新	水量区分	旧	新
一般汚水	5㎡	822円(10㎡)	864円	5㎡を超え10㎡まで	新設	55円
				10㎡を超え20㎡まで	139円	157円
				20㎡を超え30㎡まで	146円	163円
				30㎡を超え50㎡まで	153円	171円
				50㎡を超え100㎡まで	158円	175円
				100㎡を超えるもの	164円	180円
湯屋汚水	1㎡当たり				31円	37円

●下水道使用料早見表(消費税込み)

使用水量	下水道使用料	使用水量	下水道使用料	使用水量	下水道使用料
(㎡)0-5	864円	16	2,081円	27	3,850円
6	919円	17	2,238円	28	4,013円
7	974円	18	2,395円	29	4,176円
8	1,029円	19	2,552円	30	4,339円
9	1,084円	20	2,709円	40	6,049円
10	1,139円	21	2,872円	50	7,759円
11	1,296円	22	3,035円	60	9,509円
12	1,453円	23	3,198円	70	11,259円
13	1,610円	24	3,361円	80	13,009円
14	1,767円	25	3,524円	90	14,759円
15	1,924円	26	3,687円	100	16,509円

—新使用料の適用は5月分から—

※下水道使用料は、毎月検針する水道使用量をもとに請求しています。新使用料は、5月分の請求から適用しますので、4月分までの下水道使用料は、旧使用料で請求します。

【問い合わせ】

建設デザイン課 上下水道対策班

☎0893(44)6158

税金の
お知らせ

軽自動車税の納期限と減免の申請期限は5月31日(水)です



軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊作業車・自動二輪などを所有している人に課税される税金です。月割課税制度がないため、4月2日以降に廃車手続きをした場合もその年度分の税金が課税されますので、ご注意ください。

●納期限 5月31日(水)

●登録・廃車・名義変更などの手続き場所

▷軽自動車(3輪以上)

○軽自動車検査協会愛媛事務所

☎050(3816)3124

▷軽二輪・自動二輪

○愛媛運輸支局

☎050(5540)2076

▷原動機付自転車・小型特殊作業車

○税務課 軽自動車税係

☎0893(44)6153

○内子総合窓口センター(内子分庁内)

☎0893(44)2112

○小田支所 住民福祉係

☎0892(52)3111

●お知らせとお願い

- 28年度までとされていた3輪・4輪の軽自動車にかかるグリーン化特例は、1年間延長されました。
- 新規検査から13年を経過した車両は、新税率に重課を加算した税額となります。
- 車両を廃棄処分にした場合や盗難に遭った場合は、速やかに廃車手続きを行ってください。
- 譲渡した場合は、名義変更の手続きが必要です。手続きをしないと、前の所有者に課税されます。

●軽自動車税の減免について

心身に障がいのある人が所有している軽自動車などで、一定の要件を満たす場合は、減免制度がありますので、係へ申請してください。なお減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて障がい者1人につき1台までです。

●減免の申請期限 5月31日(水)

●申請場所 税務課・内子分庁・小田支所

【問い合わせ】

税務課 軽自動車税係

☎0893(44)6153

●普通自動車税の減免制度もあります

障がい者手帳を有する人が4月1日現在で所有している普通自動車で、一定の要件を満たす場合にも、普通自動車税の減免制度があります。詳しくは、お問い合わせください。なお減免を受けることができるのは、軽自動車を含めて障がい者1人につき1台までです。

●減免の申請期間

4月3日(月)～5月24日(水)

※初めて申請する人は、5月31日(水)まで

●減免の申請場所

○愛媛県南予地方局税務課

☎0895(22)5211

○愛媛県八幡浜支局税務室

☎0894(22)4135

【問い合わせ】

保健福祉課 障がい者福祉係

☎0893(44)6154

●減免の対象となる障がいの基準

手帳の種類	障がいの内容	障がいの程度	
		本人が運転	生計同一者が運転
身体障がい者	視覚	1～4級	
	聴覚	2～3級	
	平衡機能	3級	
	音声機能	3級(喉頭摘出者のみ)	
	上肢	1～2級	
	下肢	1～6級	1～3級
	体幹	1～5級	1～3級
	脳原生運動機能	上肢 移動機能	1～2級 1～3級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	1～3級	
	免疫機能	1～3級	
療育	知的	程度「A」	
精神保健福祉	精神	1級	